

理事会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、公益社団法人相模原法人会（以下「この法人」という。）の理事会に関する事項について定め、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、年2回以上定期に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 定款第21条第4項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき

(5) 定款第21条第5項の規定により、監事が招集したとき

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

第2章 理事会の招集

(招集者)

第4条 理事会は会長が招集する。ただし、第2条第3項第3号により理事が招集する場合及び第2条第3項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 第2条第3項第3号による場合は理事が、第2条第3項第5号による場合は監事が招集する。

3 会長は、第2条第3項第2号又は第2条第3項第4号による場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- 2 前項の書面による通知を发出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を发出することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、業務執行理事の中から理事会において選出する。ただし、会長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会に付議された事項は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

- 2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第89条に定めるものとする（以下本章において同じ。）。

(報告の省略)

第10条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第19条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、必要な場合は意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって別表に掲げる事項を記載した議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

(議事録の配付)

第14条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第15条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第16条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ この法人の業務執行の決定
- ロ 会長、副会長及び専務理事の選定・解職
- ハ 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受
- ホ 多額の借入
- ヘ 重要な使用人の選任・解任
- ト 重要な組織の設置、変更及び廃止
- チ 内部管理体制の整備
- リ 第17条に規定する理事の取引の承認
- ヌ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- ル 事業報告及び計算書類等の承認
- ヲ その他法令に定める事項。

(2) 定款に定める事項

- イ 下記の規程の制定、変更及び廃止
 - ①入会及び退会規程
 - ②会費規程
 - ③役員等の報酬等及び費用に関する規程
 - ④職務権限規程

- ⑤財産管理運用規程（資金運用規程）
- ⑥経理規程
- ⑦特定費用準備資金（特定資産取得・改良資金）取扱規程
- ⑧委員会運営規程
- ⑨部会運営規程
- ⑩支部運営規程
- ⑪情報公開規程
- ⑫個人情報保護管理規程
- ⑬事務局規程
- ⑭その他必要な事項の規程

ロ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- ロ 重要な事業その他の争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第17条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事項を開示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をしようとする理事は、理事会の承認を得るために以下の事項を明示しなければならない。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

3 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(責任の免除)

第18条 理事会は、定款第25条に基づき、役員的一般法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 前項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

- 3 第1項の規定に基づき、役員等の責任を免除する旨の決議を行ったときは、会長は、遅滞なく一般法第113条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1ヶ月以内に異議を述べるべき旨を会員に通知しなければならない。
- 4 前項の責任を負う役員等を除く総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員が1ヶ月以内に異議を述べたときは、理事会は第1項の規定に基づく免除をすることができない。

(報告事項)

- 第19条 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
 - 3 理事が第17条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第5章 雑 則

(改 廢)

- 第20条 この規則の改廢は、理事会の決議により行う。

附 則

この規則は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

別 表

議事録記載事項

I 通常の理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所
- 2 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - イ 会長（招集権者）以外の理事が会長（招集権者）に請求して招集されたもの
 - ロ 会長（招集権者）以外の理事が招集したもの
 - ハ 監事が会長（招集権者）に請求して招集されたもの
 - ニ 監事が招集したもの
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 5 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 競業及び利益相反取引後における、取引をした理事による重要な事実の説明
 - ロ 監事による理事の不正行為、法令又は定款違反行為についての報告
 - ハ 監事による理事会での発言
- 6 議事録署名人とされた会長以外の理事で、理事会に出席したものの氏名
- 7 議長の氏名

II 理事会の決議の省略があった場合 次に掲げる事項

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 上記1の事項の提案をした理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

III 理事会への報告の省略があった場合 次に掲げる事項

- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名